す事多し。實に安江の名産といふべし。といへども盡くる事なしといへり。されば年中其の土を出といへども盡くる事なしといへり。されば年中其の土を出まの跡へ鏖埃などを埋込み置けるに、其の鏖埃腐りて、い

〇粟ヶ崎往還

ることなく、裏路といへども實に要路といふべし。布・荒屋邊の漁業の 小魚類を持出す 女共の通行、每日絕ゆ北潟を乗船して能登國へ通へる商人、其の外潟緣りなる根北潟を乗船して能登國へ通へる商人、其の外潟緣りなる根此の往還は、淺野川の川緣通りに道路を付け、堤防の爲に此の往還は、淺野川の川緣通りに道路を付け、堤防の爲に

金澤古蹟志卷廿九

城北淺野川口

O博勞町

十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割に、一町四間五尺六十二冊に書いました。

〇博勞事略

り。和名鈔徴賤類に、閨人。文字集略云。閨人和名無萬加馬口勞は いにしへ 所謂馬飼部なり。馬飼は 馬養とも 書け文安元年の下學集に、馬口勞の三字をばくらうとよめり。

處、町人並之者帶刀之儀、天和年中御改之時分、 天和三年二月幕府よりの達書に左の二ヶ條あり。 相止、浪人博勞之分は只今迚も帶刀勝手次第の旨記載せ 配細工人共刀相止みたる頃、町博勞共も町人並之由にて刀 之旨御尋。往昔は町博勞共刀を帶する事勝手次第に御座候 差候處、當地金澤町博勞共は如何成譯にて刀を帶せざる哉 借にて、貸馬を緤ぎ置きて渡世とす。金澤町會所留記に載 取といふ者ありて、博勞共を惣裁なしたり。博勞は所謂馬 て吾が舊藩中の博勞は馬商人にて、馬子とは異り。博勞頭 一、町人・舞々・猿樂は、縱雖。御扶持人,向後刀さすべからざ り。按するに、天和年中御改之時分云々といへるものは、 せたる實永七年八月町奉行の言上書に、江戸博勞共は刀を 日本紀雄略天皇の卷に、典馬此云"于麻柯毘。ともあり。さ 今負姓人之所、耻也。所以原発。同,於平民。但旣発之後。汝等 天平十六年二月丙午。免"天下馬飼雜戶人等。因勅曰。汝等 養馬者也。日本紀云。馬子同上。とあり。 續日本紀に、 如不」傳』習子孫。子孫彌降前姓。欲、從』卑品。と見た、 町奉行支